

公益財団法人 日本テニス協会 財産管理運用規程

(目的)

第1条 公益財団法人日本テニス協会（以下「本協会」という。）の財産運用は、定款第12条の定めに基づき、この「財産管理運用規程」（以下「この規程」という）によるものとする。

(適用される財産)

第2条 この規程が適用される財産は、本協会の保有する財産のうち不動産、無体財産権並びに寄附者の意思若しくは理事会の決議により財産保有が指定されている財産を除く本協会の裁量により効率的に運用すべき財産をいう。

(財産運用の基本原則)

第3条 本協会の財産運用について、理事は、善良なる管理者の注意義務を負うとともに、本協会のために定款及び法令に従い、忠実に職務を執行し、資産価値の維持を図るとともに、適正な運用に努めなければならない。

(財産運用の対象)

第4条 財産の運用対象は、次のとおりとする。

- (1) 円建ておよび外貨建て預貯金
- (2) 国債、地方債、政府保証債（財投機関債を含む）

2 前項にかかわらず、理事会がこの規程第3条の原則に適合すると判断し、承認した場合、前項に掲げる財産運用対象以外のものに運用することができる。

(債券等の信用格付け)

第5条 前条第1項の債券は、少なくとも2つ以上の格付け機関がA-（A3）以上と格付けしているものとする。なお、格付け機関は、原則として金融庁の信用格付け業者登録機関とする。

(運用のモニター)

第6条 会長は少なくとも半年に1回、次の点について債券等の運用経過のモニターを行う。

- (1) 全運用資産から生じた利子、分配金、配当金等の合計
- (2) すべての債券等の個別有価証券の時価
- (3) 全ての債券等の個別有価証券の信用格付け

(債券等の格付け低下による対策)

第7条 債券等の格付け等により、この規程第5条に規定する格付け基準に抵触した場合には、この規程第9条第2項に定める財産運用執行責任者はその対策について会長と協議しなければならない。

(理事会・評議員会への報告)

第8条 理事会は、財産運用の経過及び結果について少なくとも年1回又は必要に応じて会長から報告を受けるものとする。

2 評議員会は必要と認めた場合、財産運用の経過及び結果について会長から報告を受けるものとする。

(財産運用の責任者)

第9条 財産運用の責任者は、会長とする。

2 会長は、理事の中から財産運用執行責任者を任命することができる。

3 会長は財産運用執行責任者を監督し、随時報告を求め必要に応じて適切な指示をしなければならない。

(財産運用執行責任者の職務)

第10条 財産運用執行責任者は、翌事業年度における財産運用の計画を予算編成の理事会までに策定し、会長の承認を受けなければならない。

2 財産運用執行責任者は、財産運用状況及びその結果について把握しなければならない。

3 財産運用執行責任者は、財産運用の執行補助者として事務局長を財産運用担当者に任命することができる。

4 財産運用担当者は、第1項に規定する財産運用計画に基づき、財産運用を実行するものとし、事前に財産運用執行責任者に意見を求め、その結果について随時報告しなければならない。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、公益財団法人への移行登記の日より施行する。